かえる通信４

６月２７日（水）

八浜中

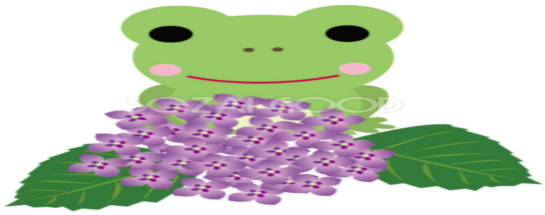

学校における働き方改革に関する緊急対策

【抜粋】　　平成29年12月26日　文部科学省

基本的には学校以外が担うべき業務

①登校後の対応
②下校時の見守り
③学校徴収金の管理
④地域ボランティアとの連絡調整

※その業務の内容に応じて，地方公共団体や教育委員会，保護者，地域学校協働活動推進員や地域ボランティア等が担うべき。

学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務

⑤調査等（職員等）
⑥児童対応（輪番、地域ボランティア等）
⑦校内活動（ボランティア等）
⑧部活動（部活動指導員等）

※部活動の教師が運営を担わざるを得ない。

教師の業務だが、負担軽減が可能な業務

⑨給食費の徴収・管理
⑩授業時間外の対応
⑪学校行事の準備・運営
⑫進路指導（外部委託等）
⑬支援（外部人材活用等）
⑭学校と家庭との連絡調整

※部活動の教師が担うべき。

夏期休業中の補導、ＰＴＡ行事に参加の場合
従事時間をチェックしておきましょう！